令和3年第4回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年4月27日(火) 午後3時~午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第4回金沢市農業委員会総会議案書」 のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり (農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、 事務局6名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第4回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	0
2	河井 剛	0
3	伴 美代子	0
4	東中 守	0
5	宮岸 好一	0
6	米光 かおる	0
7	二口 和忠	0

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	0
9	中村 真一	0
10	松平 裕喜	0
11	庄田 純一	0
12	下村 繁之	0
13	五坊 隆一	0
14	奥村 明義	0

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	0
16	北本 久一	0
17	菊知 亮	0
18	小林 博紀	0
19	川端 満	欠

出席 18 名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高畠 幸正	0
2	東穣	0
3	武藤 昌弘	0
4	中川 栄樹	欠

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	0
6	山村 哲夫	0
7	西村 健	0
8	鮒岡 裕	0

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	0
	出席	8名
	欠席	1名
	計	9名

農業委員会事務局

	氏名•役職	
1	朝日事務局長	
2	村井事務局長補佐	

	氏名·役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名·役職
5	松本主査
6	長谷川主査

別紙

事務局長	定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第4回金
	沢市農業委員会総会を開会いたします。
	金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願
	います。
	前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。
	(憲章の唱和)
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。
	それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。
会 長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。
	次に、この度の人事異動により、農業委員会事務局へ配属
	されました職員を紹介いたします。
	(人事異動の紹介)
事務局	(職員挨拶)
事務局長	では、これより農地部門の議案審議に入ります。
	この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規
	定により、会長が務めることになっております。
	会長よろしくお願いします。
会 長	それでは議事の方を進めてまいります。
	本日の出席委員数は、ただいまのところ18名でありま
	す。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告い
	たします。
	また、推進委員の出席者は9名であります。
	なお、本日の議事録署名委員には、東中委員と、北本委員
	の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長
	が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、
	お諮りいたします。
	農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞ
	れ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に

	議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良
	いと思われますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声)
会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。
	それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。
	太平副会長、議長をお願いします。
太平副会長	それでは、お手元の議案書をお開きください。
	最初に、前回の令和3年第3回総会での議決事項に関する
	事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和3年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況
	について報告いたします。
	農地法第3条許可申請10件については、3月29日付け
	で許可書を交付しております。
	農地法第5条許可申請7件については、番号1及び番号3
	から番号7を3月30日付け、番号2を4月12日付けで石川
	県知事あてに送付し、番号1から番号3及び番号5について
	は、4月21日付けで、番号4、番号6及び番号7について
	は、4月14日付けで許可書が交付されております。
	農地法第5条事業計画の変更申請1件については、
	3月30日付けで石川県知事あてに送付し、4月21日付けで
	承認書が交付されています。
	相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につい
	ては、3月29日付けで証明書を交付しています。
	非農地証明願2件については、3月29日付けで証明書を
	交付しております。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金
	沢市農用地利用集積計画については、4月1日付けで公告し
	ております。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。
从一門五尺	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	破業第1万 晨地伝第3条の焼煙による計り申請にうい。 て上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	て、ご説明いたします。議案書は1ページです。
	今回、額地区から1件、川北地区から1件、浅川地区から
	2件、計4件の申請がありました。
	番号1は四十万町、番号2は沖町、番号3は二俣町の案件
	で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するもの
	です。
	番号4は浅川町の案件で、権利設定を使用貸借から賃貸借
	に変更するものです。
	申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況
	についても問題ありません。
	以上、4件で、面積は5,728㎡です。いずれも農地法第3
	条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
	していると考えます。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	ては、原案のとおりに許可することにご異議ございません
	カゝ。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可す
	ることに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に 対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の 規定による許可申請に対する意見決定について、関連があり ますので、一括して上程いたします。

事務局、これについて説明願います。

事務局

まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に 対する意見決定について、ご説明いたします。議案書は2ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、川北地区から1件の申請がありました。

番号1は、大浦町の案件で、自己住宅への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の 広がりが10ha未満であることから第2種農地と判断されま すが、集落に接続して設置される自己住宅であることから許 可相当であると考えます。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に 対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、川北地区から各1件、森本地区から1件、計2件の申請がありました。

番号1は、松寺町の案件で、賃借権の設定を伴う農業用資材置場への一時転用申請です。農地の区分は、農用地区域内農地ですが、農業用資材置場として一時的に転用するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、許可相当であると考えます。

番号2は才田町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される自己住宅であることから許可相当であると考えます。

	以上、2件で、面積 876 m ² です。
	ご審議の程、よろしくお願いします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入りま
	す前に申請案件について現地調査を行っておりますので、河
	井委員から調査結果をご報告願います。
河井委員	4月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであること
	を確認したので、ご報告いたします。
太平副会長	ありがとうございました。
	今回の議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
	に対する意見決定についてのうち、番号1につきましては、
	下村委員が代表理事組合長である法人から申請があった案
	件でございます。
	このため下村委員は、農業委員会法第 31 条第1項の規定
	により、この議事に参与することができませんので、ご退席
	をお願いします。
	(下村委員 退席)
	この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対す
	る意見決定のうち、番号1については、原案のとおりに許可
	することが相当であると決定することにご異議ございませ
	んか。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第3号の番号1については、原案
	のとおりに許可することが相当であると決定いたします。
	それではここで、下村委員に、ご着席いただくこととしま
	す。
	(下村委員 着席)
	次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に

	対する意見決定について及び議案第3号 農地法第5条の
	規定による許可申請に対する意見決定についてのうち番号
	2に関して、ご質問ございませんか。
A委員	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定に
	ついてのうち番号2について、転用目的は、借受人の自己住
	宅ということで良いか。
事務局	貸付人と借受人は夫婦であり、建物の名義は貸付人と借受
	人の共有名義となりますが、貸付人は申請農地の所有者であ
	るため、5条許可の借受人に該当しないことから、借受人の
	みの記載となっています。
太平副会長	ほかに質問がないようですので、お諮りします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対す
	る意見決定について及び議案第3号 農地法第5条の規定
	による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号2に
	ついては、原案のとおりに許可することが相当であると決定
	することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号の番号2に
	ついては、原案のとおりに許可することが相当であると決定
	いたします。
	次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1
	項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
	上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
	規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説
	明いたします。議案書は4ページから12ページです。
	利用権貸借の一般分について、番号1から番号15の
	15件の申し出がありました。
	使用貸借による権利を設定するものは、契約期間が3年の

新規設定が2件です。 賃借権を設定するものは、契約期間が 10 年の新規設定が 2件、9年11か月の新規設定が1件、9年11か月の再設定 が6件、4年11か月の再設定が3件、11か月の再設定が1 件です。 面積は合計 12,823 ㎡です。 また、所有権移転について、1件の申し出があり、面積 は 5,969 ㎡です。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要 件を満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。 太平副会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、 今回の議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定につい てのうち、利用権貸借の一般分の番号2につきましては、菊 知委員から申請があった案件でございます。 このため菊知委員は、農業委員会法第31条第1項の規定 により、この議事に参与することができませんので、ご退席 をお願いします。 (菊知委員 退席) この件に関して、ご質問ございませんか。 (質問なし) 太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのう ち、利用権貸借の一般分の番号2に関して、原案のとおりに 決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 太平副会長 分の番号2については、原案のとおりに決定いたします。

す。
次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について のうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関し て、ご質問ございませんか。 (質問なし) 太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのう ち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原 案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、ご質問ございませんか。 (質問なし) 太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。
のうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、ご質問ございませんか。 (質問なし) 太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。
て、ご質問ございませんか。 (質問なし) 太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのう ち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原 案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
(質問なし) 太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのう ち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原 案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
太平副会長 質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのう ち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原 案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのう ち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原 案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。
ち、利用権貸借の一般分の番号2を除いた議案に関して、原 案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
案のとおりに決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
(異議なしの声) 太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
太平副会長 ご異議なしと認め、議案第4号のうち、利用権貸借の一般 分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定い たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
分の番号2を除いた議案については、原案のとおりに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
たします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
続きまして、報告事項にまいります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務 局から報告願います。
農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。
局から報告願います。
事務局農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規
定による届出について、ご報告いたします。
議案書は13ページから26ページです。
届出件数は、第4条が16件で、面積は合計3,402.65 m ² 、
第5条が33件で、面積は合計10,213 m ² です。内容、転用目
的については議案書に記載のとおりです。
太平副会長 ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
て、ご質問ございませんか。
(質問なし)

太平副会長	質問が無いようですので、次に報告第3号 農地法第18
人 十副云文	
	条第6項の規定による届出について、事務局から報告願いま
	す。
事務局	農地法第18条第6項の規定による届出について、報告い
	たします。議案書は 27 ページです。
	届出件数は1件で、解約理由は、所有権移転によるもので、
	面積は 987 m ² です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条
	の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願い
	ます。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告
	いたします。議案書は 28 ページから 31 ページです。
	届出件数は7件で、面積は合計64,476.14㎡、取得事由は
	いずれも相続で、あっせんの希望はありません。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除
	外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法制限除外の規定による届出について、報告いたしま
	す。議案書は32ページです。
	届出件数は1件で、面積は一筆が 242 ㎡の農地のうちの
	110 ㎡であり、堆肥舎の設置によるものです。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

太平副会長	質問がないようですので、次に報告第6号 一時転用後の
	現地確認について、事務局から報告願います。
事務局	一時転用後の現地確認について報告いたします。議案書は
	33ページです。
	月浦町地内で、現場事務所及び労務宿舎用地として使用さ
	れていた農地について、一時転用が終了した旨の報告があ
	り、現地確認を行ったものです。
	4月13日、西村委員とともに、農地として原状回復され
	ていることを確認しましたので、報告いたします。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件
	は、終了いたしました。
	慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただ
	き、ありがとうございました。
	それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	太平副会長、どうもありがとうございました。
	引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。
	小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと
	思いますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、議案第5号 金沢農業・農村総合振興計画に位
	置づけた施設の検証結果に関する意見決定について、上程い
	たします。事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第5号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施
	設の検証結果に関する意見決定について、ご説明いたしま
	す。
	本件は、金沢農業・農村総合振興計画において地域の農業
	の振興に必要な施設と位置づけられたものについて、定期的

	にその効用について検証する必要があることから、検証結果
	(案) に関する意見を金沢市から求められているものです。
	土地改良事業等の完了後、8年を経過していない農地につ
	いては、農用地区域から除外することは原則できませんが、
	この計画に位置づけられた場合、除外することができます。
	番号1は、大浦町地内の農家住宅と農家分家住宅で、令和
	2年8月に建設が完了しています。検証結果(案)について
	は、記載のとおりです。
	番号2は、二日市町地内の農家分家住宅で、令和2年12月
	に建設が完了しています。検証結果(案)については、記載
	のとおりです。
	番号3は、今町地内の農家分家住宅で、令和3年12月に
	建設が完了する予定です。このため、完了後に検証を行うこ
	ととしています。
小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第5号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施
	設の検証結果に関する意見決定については、検証結果(案)
	に異議が無いということでよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
小林副会長	議案第5号は、検証結果(案)に異議が無いと認め、決定
	いたします。
	以上で、農政部門の案件は終了いたしました。
	委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたしま
	す。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。
	それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。

事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、4月中の農業委員の相談・活動内容につ
	いて、活動されました各委員から報告がありますので、説明
	をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。
	なければ、これで会議を終了させていただきます。
	委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、
	二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦労